

# おもいやりノースモーキング推進事業実施要領

平成 16 年 4 月 15 日制定

平成 17 年 7 月 11 日一部改正

[保健福祉部保健所地域保健課]

## 1 目的

平成 15 年 5 月、健康な生活習慣の重要性と生涯にわたる健康増進を図ることを目的に健康増進法が施行されたのを受け、生活習慣病と関連の深い循環器疾患等に喫煙が影響を与えることが多いことから、同法 25 条の受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進する。

## 2 対象者

市内に居住する妊産婦、乳幼児、小学生・中学生とその保護者、成人及び高齢者等

## 3 実施内容

事業内容については別に定めるものとする。

- (1) 喫煙防止の研修会、講演会
- (2) 啓発用キャラクター名称及び妊婦・乳幼児向け絵本イラスト募集
- (3) リーダー育成
- (4) 禁煙サポート事業

## 4 担当者

医師、薬剤師、栄養士、保健師、歯科衛生士及び生活習慣病の予防、健康増進等に関し知識経験を有する者等で実施する。

- 5 この要領に定めるもののほか、この事業に関し、必要な事項については、そのつど定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。